

転居

に関連するおもな手続き

様

本庁・支所 ークのあるものは、
三国・丸岡・春江支所でも受付しています。

	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
<p>下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください</p>					
住所 戸籍	カードの住所変更	・マイナンバーカード ・4桁のパスワード ※パスワードが分からない場合、本人に限りその場で再設定できます。		①市民生活課(1階) 0776-50-3030 0776-50-3035 本庁・支所	
	マイナンバーカードをお持ちの方	署名用電子証明書発行申請 ※署名用電子証明書は住所変更により失効します。利用予定の方は申請の手続きが必要です。	・6~16桁英数のパスワード ※パスワードが分からない場合、本人に限りその場で再設定できます。		
<p>※各種受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします</p>					
保険 年金	国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険資格確認書等の交付 現在お使いの保険証等の返却	・旧住所の国民健康保険資格確認書	③保険年金課(1階) 0776-50-3031 本庁・支所	
	→ 各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付(後日郵送) 現在お使いの認定証の返却	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険資格確認書の交付(後日郵送) 現在お使いの保険証の返却	・お手持ちの後期高齢者医療保険資格確認書		
	→ 各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付(後日郵送) 現在お使いの認定証の返却	・旧住所の特定疾病療養受療証など		
子ども	児童手当を受給している方 (0歳~18歳のお子さんがある方)	児童手当住所変更届	※受給者が公務員の方は、勤務先へ申請してください。	⑤子ども福祉課(1階) 0776-50-3042	
	児童手当を受給していて、児童と住所が異なる方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	※子が市外在住の場合は子のマイナンバーが確認できるもの		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~18歳の年度末まで)	受給者証の住所変更	・医療受給者証		
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更	・児童扶養手当証書 ・医療受給者証 ※詳しくは右記窓口にてご相談ください		
	保育園・児童クラブ等に入園しているお子さんがいる方	世帯状況変更届など	※世帯ごとに異なりますので右記窓口でご相談ください		
	小学生・中学生のお子さんの 校区(通学区域)が変わる方(転校手続)	転校の申出 ※すでに坂井市教育委員会および新学校と連絡を取っている場合は不要です	※区域外の通学を希望される場合は右記窓口でご相談ください。		
介護	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	新しい介護保険被保険者証の交付 (保険者証は坂井地区介護広域連合から後日郵送)		⑦高齢福祉課(1階) 0776-50-3040	
	障がいの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳(愛護手帳・愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳	記載事項の変更	・お手持ちの手帳など ・マイナンバーカードなどマイナンバーが確認出来るもの(療育手帳以外)	⑥社会福祉課(1階) 0776-50-3041	
	重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者証の変更	・重度心身障害者医療費受給者証(交付されている方) ・加入保険がわかるもの		
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の変更	・自立支援医療受給者証 ・加入保険がわかるもの ・マイナンバーカードなどマイナンバーが確認出来るもの(同一保険加入者全員分)		
	障がい者の手当を受けていた方 (重症心身障害者等手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当等)	住所変更届	※詳しくは右記窓口でご相談ください		
上下水道を使用する方、または使用をやめる方	水道開栓届及び閉栓届	 左記QRコードから電子申請または郵送にてお手続きできます	上下水道お客さまセンター(2階①) 0776-50-3131 本庁・支所		
その他	市営住宅に同居を希望する方 または市営住宅を退去する方	市営住宅の同居承認申請 市営住宅の退去等の手続き	※事前に右記窓口でご相談ください	都市計画課(2階) 0776-50-3052	
	農業者年金に加入・受給している方	住所変更手続き	※詳しくは右記窓口でご相談ください	農業委員会(2階) 0776-50-3151	
	犬を飼っている方	犬の住所変更手続き (届出日から30日以内)	 ※指定登録機関に登録のあるマイクロチップを装着している場合は、QRコードからお手続きください。(市での手続きは不要です)	②環境推進課(1階) 0776-50-3032 本庁・支所	